

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和3年(2021年)12月20日

宇部市議会議長 河崎 運 様

産業建設委員長 田中文代

記

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議案第106号	宇部市手数料徴収条例中一部改正の件	原案可決	長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴う手数料の新設その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第107号	宇部市水道事業の設置等に関する条例制定の件	原案可決	水道事業に係る組織の再編に伴い、条例の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第108号	宇部市下水道事業の設置等に関する条例制定の件	原案可決	下水道事業に係る組織の再編に伴い、条例の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第111号	宇部市勤労者総合福祉センターに係る指定管理者の指定の件	原案可決	令和4年3月で指定管理者の指定期間が満了となる宇部市勤労者総合福祉センターに関し、令和4年4月からの指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第112号	工事請負変更契約締結の件(宇部市新庁舎1期棟新築(建築主体)工事)	原案可決	宇部市新庁舎1期棟新築(建築主体)工事の変更契約で、各室の利用形態に応じたパーティション・移動書架の追加及び新型コロナウイルス感染症対策の実施等に伴い、工事請負金額を増額変更するものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第113号	物品購入の件（執務デスク一式）	原案可決	新庁舎1期棟への移転に伴う什器の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第114号	物品購入の件（執務イス一式）	原案可決	新庁舎1期棟への移転に伴う什器の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第115号	物品購入の件（デスクワゴン一式）	原案可決	新庁舎1期棟への移転に伴う什器の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第116号	物品購入の件（文書収納庫（3段）一式）	原案可決	新庁舎1期棟への移転に伴う什器の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第117号	物品購入の件（文書収納庫（6段）一式）	原案可決	新庁舎1期棟への移転に伴う什器の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第118号	物品購入の件（カウンター一式）	原案可決	新庁舎1期棟への移転に伴う什器の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第119号	物品購入の件（待合イス一式）	原案可決	新庁舎1期棟への移転に伴う什器の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第120号	恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件	原案可決	令和4年3月で指定管理者の指定期間が満了となる恩田運動公園に関し、令和4年4月からの指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第121号	損害賠償の額を定める件	原案可決	令和3年1月に発生した路線バスの車内での転倒事故に係る損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。